

宗像市被災者支援制度

項目	対象または被害状況	支援内容	担当課
市民税	震災、風水害、火災、その他これに類する災害	その日以後の納期に係る税額の 8 分の 1 から全額免除	税務課
固定資産税	市の全部または一部にわたる災害などにより、著しく価値を減じたとき	その日以後の納期に係る固定資産税の額の 10 分の 4 から全額の減免	税務課
国民健康保険税	震災、風水害、火災、その他これに類する災害	被保険者の所得状況及び被災状況に応じて国保税を減免	国保医療課
後期高齢者医療保険料	震災、風水害、火災、その他これに類する災害	世帯の所得状況及び被災状況に応じて保険料を減免	国保医療課
国民健康保険一部負担金	震災、風水害、火災、その他これに類する災害等により、その生活が困難となった場合において必要と認めるとき	国民健康保険一部負担金を減額・免除・徴収猶予	国保医療課
後期高齢者医療一部負担金	震災、風水害、火災、その他これに類する災害等により、その生活が困難となった場合において必要と認めるとき	後期高齢者医療一部負担金を減額・免除・徴収猶予	国保医療課
介護保険料	震災、風水害、火災、その他これに類する災害	保険料の一部又は全額の減免	介護保険課
介護保険給付制限制度	震災、風水害、政令で定める災害	・介護保険給付の支払方法変更の対象外 ・介護保険給付額減額措置の中止	介護保険課
介護サービスの利用者負担	震災、風水害、政令で定める災害	介護サービスの利用者負担額を最大 0% に減額	介護保険課
被災者生活再建支援金	自然災害(政令で定める災害)により住家が、全壊または大規模半壊した方	被害状況に応じて支援金を支給	福祉課
災害弔慰金	自然災害(政令で定める災害)により市民が死亡したとき	死亡した市民の遺族の方への弔慰金の支給	福祉課
災害障害見舞金	自然災害(政令で定める災害)により精神または身体に著しい障害を受けたとき	重度の障害を受けた方への見舞金の支給	福祉課
災害援護資金の貸付け	自然災害(政令で定める災害)により世帯主が負傷または住家、家財に被害を受けたとき	世帯主が負傷または住家、家財に被害を受けた方への災害援護資金の貸付け ※ ※所得制限があります。	福祉課
災害救援資金の貸付	自然災害により被害を受けた自己の所有する資産が、他に 2 次災害の危害を与えるおそれがあるとき	被害を受けた資産を所有する市民の方へ災害復旧に要する資金の貸付 ※貸付額：1 人 1 件 100 万円以内	福祉課
障害福祉サービスの利用者負担等	震災、風水害、火災、その他これに類する災害により、住宅などに著しい損害を受けた時	利用者負担の免除や支払いの猶予。また、受給者証の提示がなくてもサービス利用が可能	福祉課
保育料	災害を受け、保育所・認定こども園・幼稚園などの利用者負担額を減額し、または免除することが必要であると認める世帯に属する者	利用者負担額の減免	子ども育成課
一般廃棄物処理手数料	天災その他特別な事情があると認める時	一般廃棄物処理手数料を減額し、または免除	環境課
火葬場の使用料	災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により市民が死亡したとき	火葬場使用料の免除	環境課
市営住宅の入居	災害による住宅の滅失	公募を行わず、市営住宅に入居	建築課

市営住宅の目的外使用	市長が特別の事情があると認める時	公募を行わず、使用料・敷金を免除して、一時的に政策空き家を使用	建築課
教科書の無償配布	災害により家屋に被害を受け、教科書を滅失、毀損した小・中学校の児童・生徒	教科書の無償配布	教育政策課